

令和4年度

公立大学法人滋賀県立大学
事務用情報端末等要求仕様書

令和4年 7月

公立大学法人滋賀県立大学

1	調達背景および目的	3
2	事務用情報端末の現状	3
3	本調達における注意事項	3
4	総則	3
4.1	一般的事項	3
4.2	特記事項	4
5	物品名および数量	4
5.1	事務用情報端末等仕様(ノート型パソコンおよび付属品)	4
5.2	端末イメージングソフトウェア	5
5.3	端末用ソフトウェア	5
6	保守	5
7	設定・搬入作業等	5
7.1	導入に必要となる情報の提供・処分の方法について	5
7.2	導入用の作業スペース等について	5
7.3	インストール仕様(パソコン)について	5
7.4	納品等について	6
7.5	その他	6

1 調達背景および目的

事務用情報端末は、平成28年度まで買取りにて調達し、端末等に故障が発生した場合は予備機と交換または修理して対応していた。しかし、基本ソフト等の老朽化によるセキュリティへの懸念や他システムとの連携、ハードウェア故障時の作業効率低下などの懸念があったため、更新を計画的に行えるよう、平成29年度から賃貸借にて調達を行っている。本調達は、平成28年度までに買取りで調達した Windows8.1端末および平成29年度に賃貸借で調達した端末等の更新を行うものである。

2 事務用情報端末の現状

事務用情報端末は、本学が別途契約する Microsoft および Adobe 社のソフトウェア包括ライセンスを利用して構築している。端末利用時の認証は、本調達には含まれない Active Directory にて行っており、また、Active Directory を利用したファイル保存領域の提供を行っている。システムの復旧については、端末のシステムイメージをあらかじめ取得し、システムに不具合が生じた場合、このシステムイメージより復元させている。本調達で調達する端末についても同様の方法で対応することとし、システムイメージを復元するソフトウェア(ライセンス含む)についても本調達にて調達を行う。

3 本調達における注意事項

今回の調達にあたり、注意しなければならないことについて以下に列挙する。

- (1) 本調達には、端末(ハードウェアおよび付属品)のみならず、それらの端末が本学指定の状態ですべて動作することの確認作業や端末固有情報の提出、納品後の各種サポート業務が含まれる。したがってこれら業務に関わる事項についても考慮の上で入札を行うこと。なお本仕様書に一致しない端末の納品や設定が認められた場合、検収を行わないので注意すること。またこの際、原状に復元するための費用については納入事業者において負担すること。
- (2) 端末を大学環境で利用するにあたり、必要なシステム構築作業は原則本学にて実施する。ただし、システム構築に際して不具合が発生した場合、納入事業者は責任を持って本学と協力して問題の解決を行うこと。なお、システム構築に必要な OS(オペレーティングシステム)、各種ソフトウェアは本学が用意することとし、本調達には含まない。
- (3) 端末のシステムイメージを復元するソフトウェア(ライセンス含む)は本調達に含まれる。なお、ハードウェアは既設のものを流用するため、本調達には含まない。
- (4) 本仕様書に記述された機能要件を実現するために、さらに必要な機能および設備が必要であると判断される場合には、本調達に含めること。
- (5) 提案端末のうち、納入期限までにバージョンアップ版の出荷が予想されるハードウェアまたはソフトウェアがある場合、その予定時期等が記載された資料を提出すること。

4 総則

4.1 一般的事項

- (1) 学内の事務職員等が利用している情報端末、ソフトウェア等の更新を行うものである。
- (2) 本件は、一般競争入札により落札者を決定し、落札者(または落札者およびリース業者等)と本学で5年間の賃貸借契約を締結して調達する。
- (3) 電気コンセント、給電容量、基幹LANのコンセント等は既存の端末以上に追加することはできない。
- (4) 「指定品」の記載があった場合はその記載の製品を導入すること。
- (5) 「基準品」の記載があった場合はその記載の製品を仕様の基準とし、同等または同等以上の仕様により提案を行うこと。
- (6) 提案端末および基準品として記載のある外付け光学ドライブについては、入札前に5.1(2)に示す基準仕様を満たしていることを本学にて確認する。入札説明書記載内容に従い「機能証明書」を本学に提出し、審

査を受けること。

(7) 端末(マウスなど周辺端末を含む)は、同一機種で統一すること。

(8) 本仕様書に規定されていない事項または解釈に疑義のある事項については、本学指定期日までに担当者を確認し、承認を得ておくこと。

4.2 特記事項

(1) Microsoft 社のパソコン向けソフトウェアである Windows OS および Office 製品は、Microsoft 社と本学の間でソフトウェア包括ライセンス契約(EES 契約)を締結しており、この契約にて利用できるボリュームライセンスを使用する。よって、各端末にあらかじめ導入されている Windows OS は利用しないが、OEM 版等が導入されている状態で納品されても問題はない。端末の設定は再イメージングにて行うことを予定しているため、これに対応が可能な形で、納品されること。

(2) 上記、再イメージングに使用するソフトウェアは Acronis Snap Deploy で端末用のストレージドライブのマスターイメージを作成、このマスターイメージを各端末へコピーすることにより端末を設定する。この Acronis Snap Deploy のライセンスを本調達に含めること。なお、マスターイメージの作成、本件で調達するパソコンへのイメージング、詳細設定は本学で実施する。

5 物品名および数量

5.1 事務用情報端末等仕様(ノート型パソコンおよび付属品)

(1) 数量: 95台

(2) 基準仕様項目

項目	仕様
OS	Microsoft Windows 11 Pro 日本語版が動作すること
CPU	Intel Core i5-10210U 以上(ベース動作周波数:2.40GHz 以上)(8世代以上)
メモリ	8GB SDRAM 以上
ストレージ	M.2 SSD 250GB 以上
光学ドライブ	内臓ドライブは不要。各事務局への貸出用として計15台の外付けドライブを本調達で用意すること。USB3.0以上に対応、書き込みソフトウェアが添付されること。【基準品】外付けドライブ: Buffalo DVSM-PTV8U3-BK/N
ビデオカード	インテル UHD グラフィックス(プロセッサ内蔵) 以上 グラフィックスコントローラを内蔵し、HD(1,366×768ドット)以上の解像度で、1,677万色以上同時に発色できること。
LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応 LAN ポート内蔵 無線 LAN(Wi-Fi6対応、IEEE 802.11ax/ac/a/b/g/n 準拠)を内蔵
サウンド	音源が搭載されていること(特に種類等は問わない)、スピーカーを内蔵していること。
ディスプレイ	サイズ:15.6インチワイド(A4ワイド)以上、解像度:HD 1,366×768ドット以上
付属品等	光学式マウス、AC アダプタ
その他入出力端子等	Bluetoothv5.0以上対応、内蔵カメラ(有効画素数92万画素以上)、USB3.0以上×2以上、USB2.0×2以上、HDMI×1以上、ステレオマイク、ステレオスピーカー対応(4極コンボジャック)×1以上、テンキー付キーボード
その他	・セキュリティチップ(TPM2.0)を搭載していること。 ・バッテリー駆動時間は JEITA2.0に対応していること。 ・初期導入時の95台は同型、同スペックのものであり、新品であること。
保守対応	・品質上の問題が生じた場合は、代替品の納入または無償の修理に応じるものとする。 ・サービス受付時間:月～金 9:00～17:00(土日祝祭日、年末年始(12/29～1/3)を除く)

※物品の審査にあたっては、上記にあげる項目を比較する他、公式更改資料(カタログ等)の内容と比較検討した上で判定を行うものとする。

5.2 端末イメージングソフトウェア

5.1の事務用情報端末のマスターイメージを保存媒体に取得が可能で、マスターイメージを調達する全端末にコピーすることが可能な以下のソフトウェアライセンスを用意すること。

【指定品】 Acronis Snap Deploy:95台の端末にマスターイメージをコピーすることが可能であること。

5.3 端末用ソフトウェア

端末に導入する有償ソフトウェアは本調達に含まない。提案端末のメーカーが公開しているデバイスドライバを CD または DVD メディアにて納品すること。

6 保守

- (1) 5年間の賃貸借契約期間中、ハードウェアに故障が発生した場合は前述の「5. 物品名および数量」に記載の通り保守・保証対応が提供されること。
- (2) 賃貸借契約期間中、障害等受付窓口(電話番号と担当者を明記した一覧)について、本学が指定する関係部署へ明示すること。また、障害等受付窓口については、記載内容に変更等が発生した場合には随時更新すること。
- (3) 保守に関する個別の指定事項は、前述「5. 物品名および数量」にて指定する。

7 設定・搬入作業等

7.1 導入に必要となる情報の提供・処分の方法について

- (1) 各ハードウェアの Mac アドレス、シリアル番号、各ソフトウェアのライセンス番号およびプロダクト ID を入力して Excel データを完成の上、納品すること。
- (2) Excel データは、納品後は責任をもって消去すること。また、業務上知り得たその他の情報を含め守秘義務に徹し、外部に個人情報の漏洩等が無いよう取り扱いには十分注意すること。

7.2 導入用の作業スペース等について

- (1) 端末一式の納品を行う場所は以下のとおり。
・滋賀県彦根市八坂町2500
公立大学法人滋賀県立大学 図書情報センター
- (2) 導入作業(組立や初期インストール等)を行うスペースは本学で用意できないので納入事業者で作業を完了させてから搬入すること。また、梱包材等は納入事業者で処分すること。

7.3 インストール仕様(パソコン)について

- (1) 全般(パソコンの標準化)
本学にて実施する。
 - ① 5.2の端末イメージングソフトウェアを利用してマスターディスクの作成、各端末のストレージにコピーする。
- (2) システムの構築作業について
本学にて実施する。
 - ① OS および Office 等は Microsoft 社と本学の間で包括契約である EES を契約締結しており、この契約にて利用できるボリュームライセンスを使用する。
 - ② 各種周辺端末に必要なデバイスドライバは納入事業者が CD または DVD メディアで納品する。これを利用して各デバイスの設定を実施する。
 - ③ 各種ソフトウェアのインストール作業を実施する。

- ④ 端末のネットワーク接続の設定を実施する。

7.4 納品等について

- (1) 保証書、ライセンス証書、シリアル番号、ライセンス番号等、ハードウェアやソフトウェアに関する各種書類、ドライバーを含むソフトウェアの媒体一式、その他マニュアル、取り扱い説明書、および付属品(オプションパーツ等)については、図書情報センター情報管理室に納品すること。
- (2) 保証書、ユーザ登録書等については、販売者印の押印等必要な処置をとること。また、必要に応じてユーザ登録の手続を本学に代行して行うこと。
- (3) ハードウェアの構成は仕様を満たす状態で納品すること。

7.5 その他

- (1) 作業中に発生した問題点、要望は作業管理者がまとめて管理し、適宜報告すること。
- (2) 情報保護等以下に示す情報保護措置を行うこと。
 - ・請負者は、業務を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、他の目的に利用してはならない。
 - ・本学の許可なくシステムから個人情報を取得してはならない。また、個人情報の漏洩を防ぐために必要な措置をとること。
- (3) 賃貸借期間満了後の取扱い
本調達で導入されたすべての物品は、賃貸借期間満了後、納入事業者が回収すること。回収の際、導入業者の責任において端末内蔵 SSD は初期化を行い、情報が外部に漏えいしないようにすること。
- (4) その他
上記以外に必要と考えられる設備については本調達に含めること。